

週休2日工事の実施について

完全週休二日（週単位で2日閉所）とすることが望ましいが、これによりがたい場合は、下記の内容を遵守すること。

- 1 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ・「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ・「対象期間」とは、業務着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から完工確認までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。なお、建設業務及び解体・撤去等業務が複数年にまたがる場合、対象期間については、各施工を行う年度を対象期間とする。
 - ・「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。猛暑日として1日を通して現場が閉所された場合も含む。
 - ・「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 2 事業者は、業務着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「詳細工程表」等を作成し、工事監理者が確認した上で、週休2日に取り組むこと。業務着手後に、工事計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「詳細工程表」等を修正すること。
- 3 事業者は、現場閉所の状況を確認できるように「詳細工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、工事監理者が確認する。また、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示すること。
- 4 工事監理者は、事業者が作成する「現場閉所日」が記載された「詳細工程表」、「工事日報」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認すること。